



不用品の買取の**はずが** 貴金属を強引に買い取られた ～訪問購入トラブルに注意～

「不要になった
着物や帯
ありませんか？」
の電話に注意！

突然自宅に電話があり「**不要なものを何でも買い取る。**」と言われ、訪問を承諾した。洋服や骨とう品などを用意していたが「他に貴金属はないか。無料で査定する。」と言われたので見せてしまった。結局売るつもりのない**貴金属**を格安で買い取られてしまった。

「訪問購入トラブル」とは

「不要になった着物や帯はないか」「未使用のテレホンカードはないか」「着なくなった洋服や靴はないか」「まずしい国に送る」「無料で査定する」などと言って訪問の承諾を得ようとします。承諾すると事業者が自宅を訪問してきます。しかし事業者の目的は貴金属を格安で買い取ることです。長時間居座られたり、脅迫まがいのことを言われたりして、大切な貴金属を強引に買い取られてしまったというトラブルが発生しています。

ポイント

■非通知や知らない番号からの電話には出ないことがトラブル防止に効果的です。また必要なければ**はっきりと**

断りましょう。

■訪問購入は8日間の**クーリング・オフ期間**があります。クーリング・オフ期間内は事業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

■ただし、上記の法律があっても、強引に持ち去られたり、返却を求めたくても契約書面がなく連絡先も分からない、という事例も多数あります。大切な品物は「**見せない**」「**渡さない**」ようにしましょう。



特殊詐欺対策機器購入などに各種補助金制度があります。詳しくは飯田市消費生活センターにお問い合わせください。

不安を感じたら
早めに
相談しましょう

飯田市消費生活センター 消費者ホットライン
☎0265-22-4530 [局番なし] 188 (いやや!)

